

## 第8章

高齢者が安心して安全に暮らす  
ことのできる社会づくりの推進

# 1 節 快適で安全な生活を支える環境づくりの推進

## 1 交通安全対策

### 【現状と課題】

- 本県の交通事故は、全死者数に占める高齢死者数の割合が平成14年以降連続して半数を超えているほか、全体の交通事故発生件数が減少している中で、高齢運転者が第1当事者となる交通事故の割合が年々増加しています。
- 高齢者が関係する交通事故の要因としては、高齢者の運転免許人口が増加しているほか、加齢に伴う身体能力の低下を自覚していないことや、交通安全教育を受ける機会のない高齢者が被害に遭っていることなどが考えられます。
- 高齢者の交通事故抑止のため、高齢者世帯を訪問してのきめ細やかな交通安全指導や、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させるための参加・体験・実践型の交通安全教育などを実施し、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という意識付けを図ることが喫緊の課題です。

### 【高齢者の交通事故状況】

(単位：件、人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全発生件数	3,206	2,996	2,830	2,518	2,270
高齢運転者事故	600	583	566	536	535
構成率	18.7%	19.5%	20.0%	21.3%	23.6%
全死者数	60	57	42	48	37
高齢者の死者	33	30	25	29	30
構成率	55.0%	52.6%	59.5%	60.4%	81.1%
全負傷者数	3,984	3,665	3,533	3,146	2,819
高齢者の負傷者	709	586	652	563	525
構成率	17.8%	16.0%	18.5%	17.9%	18.6%

※高齢運転者事故は、高齢運転者(65歳以上)が起こした事故

※平成26年は概数値

### 【今後の取組】

- ◆ 「第9次秋田県交通安全計画」(平成23年度～27年度)の目標を1年前倒しで達成しましたが、交通事故の更なる減少を定着化させるため、関係機関・団体等と連携した各種交通安全活動を展開し、県民一人ひとりに「人優先」の交通安全思想の普及・浸透を図り、高齢者等への配慮や思いやりを持った行動を促し、交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
- ◆ 地域住民等と連携した高齢者世帯に対する戸別訪問活動による交通安全指導、高齢者安全・安心講習「ふれあい塾」や体験型講習の実施、運転免許を自主返納した高齢者に対するタクシー割引などの優遇制度の周知、夜光反射材の普及促進、高齢者等の交通弱者に配慮した交通安全施設の整備促進などを推進します。

## 2 悪質商法等からの被害防止対策

### 【現状と課題】

- 悪質商法や特殊詐欺等による消費者被害に加え、食品の不当表示や重大な製品事故の発生、アダルト情報サイトやインターネット通信サービスのトラブルなど、消費者生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、高齢者の保護や消費者の自立した行動が強く求められています。
- 特に、高齢者の消費者被害については、加齢に伴う判断力の低下や悪質業者の手口の巧妙化などにより、被害が顕在化しにくい傾向にあります。
- 高齢化が急速に進む本県において、60歳以上の方から県生活センターに寄せられる相談件数は増加しています。
- こうした消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、広報や啓発活動にとどまらず、家族や地域全体による高齢者の見守り等が重要となっています。
- また、関係機関が密接に連携しながら、高齢者等の消費生活相談に迅速かつ適切に対応するとともに、悪質な事案については、事業者に対する指導の徹底、厳しい行政処分等を行っていくことが必要です。

### 【相談受理件数(県生活センター・地域振興局受理分)】

(単位:件)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
県受理分	3,596	3,129	2,626	2,653	2,784
うち60歳以上	844	754	673	768	851
割合	23.5%	24.1%	25.6%	28.9%	30.6%

### 【今後の取組】

- ◆ 県や市町村における消費相談体制の充実を図りながら、高齢者への迅速な相談対応や消費者被害の拡大防止に努めます。
- ◆ 県が実施する「消費生活出前講座」や各種広報媒体等を通じて、高齢者等の消費者被害防止に向けた啓発活動の充実を図るとともに、消費者教育の推進により、自立した消費者の育成を図ります。
- ◆ 高齢者等の消費者被害を防止するため、県警察等関係機関との連携を図りながら、地域における高齢者の見守り活動を推進します。

### 3 防犯・行方不明高齢者対策

#### 【現状と課題】

- 高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害は、件数・金額ともに増加傾向にあり、特に被害金額については過去最悪となっています。高齢者の被害は全体の約7割を占めていることから、高齢者に対する広報啓発等の被害防止対策が必要です。また、悪質商法や空き巣等の被害に遭わないための対策も推進する必要があります。
- 高齢者を対象とした防犯教室の開催による犯罪被害防止の啓発や、高齢者を事件・事故から守るために、防犯協会をはじめとして、町内会、民生委員、老人クラブ等の団体との連携による防犯パトロールやあいさつ運動などの地域安全活動を推進し、防犯意識の高揚を図ることが重要です。
- 高齢化率の増加に伴い、高齢者の徘徊による所在不明事案が増加傾向にあり、関係機関との連絡網等を整備するなど、早期発見・保護活動を行うための支援体制の充実が必要です。

#### 【今後の取組】

- ◆ 地域ぐるみの防犯活動の推進  
地域安全等の広報活動や日常の鍵かけ運動などにより、地域の自主防犯活動を促進するとともに、民生委員、ホームヘルパー等の福祉関係者を対象とした研修会を開催します。
- ◆ 防犯協会をはじめとする関係機関・団体との連携による、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への高齢者安全・安心アドバイザーの訪問活動により、特殊詐欺・住宅侵入犯罪等防止のための情報提供やアドバイス、防犯指導・防犯診断等の防犯対策を推進します。
- ◆ 被害の未然防止と防犯意識の高揚  
地域安全ネットワークによる地域住民が自主的に取り組む地域安全活動に、高齢者の積極的な参加を促すとともに、地域の公民館、町内会館等での防犯教室を開催し、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚に努めます。
- ◆ 行方不明者の発見・保護対策  
高齢者の徘徊による行方不明事案の発生の際には、早期発見・保護するため、警察と自治体等関係機関との連絡網の整備・促進等を支援します。

## 4 相談支援体制の充実

### (1) 秋田県高齢者総合相談・生活支援センター

#### 【現状と課題】

● 秋田県高齢者総合相談センターは、昭和62年に厚生労働省「高齢者総合相談センター運営事業実施要綱」により3カ年計画で設置することとなり、平成元年に公益財団法人秋田県長寿社会振興財団に委託をして開始しました。

その後、平成24年度に県高齢者総合相談センターの機能と、介護実習・普及センターの機能を統合し、高齢者やその家族が抱える心配事、悩み事の相談に応じると共に、市町村や地域包括支援センターと連携して相談者の問題解決を支援する県高齢者総合相談・生活支援センターを設置しています。

年間1,600件を上回る相談が寄せられており、家族・家庭関係や福祉サービス関係のほか、弁護士等の専門家が応じる法律相談の件数も多くなっています。

また、高齢者の虐待防止や権利擁護に関する地域包括支援センターへの相談も増加しており、地域包括支援センターと連携して対処するケースも多くなっています。

#### 【県高齢者総合相談・生活支援センターの相談分類別件数の推移】

相談分類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族・家庭関係	388	23.5%	428	27.9%	553	33.9%
法律関係	420	25.4%	372	24.3%	414	25.4%
経済・生活関係	108	6.5%	160	10.4%	128	7.9%
福祉サービス関係	561	34.0%	466	30.4%	405	24.8%
生きがいつくり関係	53	3.2%	14	0.9%	20	1.2%
健康・医療関係	123	7.4%	93	6.1%	111	6.8%
合計	1,653	100.0%	1,533	100.0%	1,631	100.0%

#### 【今後の取組】

◆ 高齢者本人やその家族が抱える様々な悩みや相談に対し、専門の相談員等が総合的に対応します。また、相談内容に応じて他の相談機関と連携し、問題の早期解決に結びつけるための支援を行います。

◆ 介護機器・福祉用具や住宅改修の相談に対して、展示品やモデルルームを活用した支援を行うほか、建築・医療の専門家により専門相談を実施します。

## (2) 秋田県認知症コールセンター

### 【現状と課題】

- 加齢とともに発症率が高くなる認知症への対応は、高齢化率全国一となった本県にとって喫緊の課題といえます。県では、認知症の方やその家族からの、認知症に関する様々な悩みや相談に対応するため、平成22年4月に県認知症コールセンターを設置しました。
- 認知症の人やその家族が抱える問題は、認知症の症状のみならず、心理的不安や家族関係など、生活全般に及んでいます。

### 【県認知症コールセンターの相談内容】

相談分類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
症状・対応方法	75	19.5%	103	29.3%	81	25.1%
家族関係	26	6.8%	21	6.0%	14	4.3%
本人・介護者の心身の問題	94	24.5%	81	23.1%	93	28.8%
介護保険関係	69	18.0%	58	16.5%	44	13.6%
経済的問題・成年後見関係	10	2.6%	6	1.7%	4	1.2%
医療関係(受診入院・紹介)	75	19.5%	50	14.3%	59	18.3%
その他	35	9.1%	32	9.1%	28	8.7%
相談内容計	384	100.0%	351	100.0%	323	100.0%
相談件数(実数)	256		170		157	

※相談の内容が複数に及ぶ場合は上位3項目までをカウントしている。

### 【今後の取組】

- ◆ 相談内容の傾向を分析・検討し、今後活かせる知識として集約することにより、相談の早期解決を図ります。
- ◆ 相談内容に応じて、市町村や地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業等が行う支援に適切に繋ぐなど、関係機関と連携して認知症の早期発見・早期治療に結びつけます。
- ◆ 電話相談のほか、医師等の専門職を交えた来所面接などによる特別相談を実施します。

### (3) 地域包括支援センター・在宅介護支援センター

#### 【現状と課題】

- 地域包括支援センターは、地域における高齢者の総合的な相談窓口となっており、社会福祉士や保健師、主任介護支援専門員の3職種が連携して様々な相談に対応しています。
- 在宅介護支援センターは、老人福祉法に基づき、介護に関する困りごとや介護予防・介護サービスの利用方法などの相談や支援を行っている施設です。

(平成26年4月1日現在54箇所設置)

#### 【今後の取組】

- ◆ 地域包括支援センターは、今後、高齢化の進展に伴い、益々その役割が大きくなることから、研修体制の充実を図ります。(再掲)
- ◆ 生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センターと連携することで機能充実を図るよう、市町村に促します。(再掲)
- ◆ 地域包括支援センターで行う地域ケア会議の機能向上を支援します。(再掲)
- ◆ 地域で十分な実績のある在宅介護支援センターが、地域包括支援センターの総合相談支援業務の一部である実態把握や初期段階の相談対応業務について、地域包括支援センターと協力・連携して実施するよう、市町村に促します。

### (4) 社会福祉協議会

#### 【現状と課題】

- 社会福祉協議会は、地域の在宅福祉活動の中核的機関として、一人暮らし高齢者の安否確認や、ふれあい安心電話の設置、見守りネットワーク活動、いきいきサロン活動、給食サービス、ボランティア支援、心配ごと相談、介護員養成研修、日常生活自立支援事業等、要援護者のための各種活動を、民生委員、在宅福祉相談員、近隣住民の協力を得ながら展開しています。
- 県社会福祉協議会は、地域での生活課題が多様化・複雑化する中、「個別課題の解決から地域の支え合いの仕組みづくりを目指す」ことを目標に、地域トータルケアを推進するとともに、その担い手としてコミュニティソーシャルワーカーの養成に取り組んでいます。

#### 【今後の取組】

- ◆ 県社会福祉協議会への支援を通じて、市町村において活動の中心となる、民生委員・児童委員、在宅福祉相談員等に対する研修を実施するとともに、コミュニティソーシャルワーカーへの理解の醸成に努めるなど、適切な助言や福祉サービスの情報提供及び総合相談窓口機能の充実等が行えるよう支援します。
- ◆ 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業では、基幹的社会福祉協議会の増設や専門員の増員など、事業の充実を図り、住民が地域で安心して暮らせるよう支援します。

## 5 災害時要援護高齢者支援体制の充実

### 【現状と課題】

- 近年、台風や豪雨、大地震等の自然災害の発生により、多くの高齢者が被害を被っています。災害発生時には、高齢者、障害者、要介護者などのいわゆる「災害時要援護者」（以下「要援護者」という。）は、情報が入手できなかつたり、また身体的条件から自力での避難が困難であることから被害を受けやすい状況にあります。

そのため、市町村は地域住民が相互に助け合い、迅速に安否確認を行って、安全・確実に避難できる支援体制を「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき日頃から整備しておく必要があります。

- 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正にともない、市町村は「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられるとともに、本人からの同意を得て、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することになりました。
- 災害に遭遇することによって精神的に不安定になるため、要援護者に対するメンタルケアが必要です。

### 【今後の取組】

- ◆ 全市町村が、災害時における要援護者情報の共有や、「避難行動要支援者名簿」の作成等の具体的な避難支援プランの取組、福祉避難所（注）の確保、ボランティアとの連携等を積極的に推進するよう、必要な情報提供や助言を行います。
- ◆ 大規模災害等発生時に精神医療や精神保健活動の支援を行うため、災害派遣精神医療チームの設置に向けての体制整備を図ります。

#### （注）福祉避難所

一般の避難所は、高齢者や障害者等に配慮した構造になっていない場合があるため、安心して生活できる設備や体制が整った施設、例えば、耐震・耐火構造を備え、バリアフリー化された次のような施設を「福祉避難所」として指定・設置することが必要です。

（公民館、老人福祉施設、障害者支援施設、保健センター、養護学校、宿泊施設）



## 6 バリアフリーの推進

### 【現状と課題】

- 高齢者が積極的に社会参加するためには、歩きやすい段差のない歩道や、利用しやすい建築物や公園、公共交通機関の確保など、「ひとにやさしいまちづくり」の視点をもつことが大切です。そのためには、県民一人ひとりが高齢者への理解を深め、その社会参加に積極的に協力していくとともに、学校教育、社会教育等の様々な機会を活用して、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るなど、継続した取組が必要です。
- 施設の整備基準を定めた「秋田県のバリアフリー社会の形成に関する条例」の施行等により、新設施設のバリアフリー化が着実に進んできています。また、整備基準を満たした施設には、交付申請に応じて「バリアフリー適合証」を交付しています。ただし、既存施設のバリアフリー化が不十分な施設もあるため、その施設の利用状況や整備の効果等を踏まえて、計画的に整備を進める必要があります。
- 県では、バリアフリー社会づくりに積極的に取り組んでいる個人や活動団体等に対して、平成17年度から「秋田県バリアフリー推進賞（知事表彰）」を実施しています。
- 「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」では、車いす利用者が安全に利用することができる駐車スペースを設けることを義務づけています（注）。  
しかし、実際には不適切に駐車スペースを利用している場合も見受けられます。  
（注）新設される施設が一定の規模以上の駐車スペースを設ける場合、車いすの乗降に適した3.5m以上の幅を有した専用駐車スペースを設置する必要があります。

### 【バリアフリー適合証交付件数の推移】

（単位：件）

	福祉施設	物品販売	医療施設	集会施設	サービス	官公庁舎	その他	合計
平成21年度	19	3	12	5	3	4	8	54
平成22年度	30	8	4	7	3	0	9	61
平成23年度	45	7	6	6	3	3	9	79
平成24年度	18	10	7	5	5	1	8	54
平成25年度	11	6	5	3	3	0	7	35
合計	123	34	34	26	17	8	41	283

### 【今後の取組】

- ◆ バリアフリーに積極的に取り組んでいる個人や団体、優れた施設、製品に対する表彰（秋田県バリアフリー推進賞（知事表彰））を継続して行い、バリアフリーの普及啓発を図ります。
- ◆ 車いす利用者が安全に駐車スペースを利用できるよう啓発活動を行うほか、駐車場利用許可制度（パーキングパーミット制度）の導入に向けての検討を行い、高齢者や障害者が外出しやすい環境づくりに取り組みます。

